

令和8年3月発行

全篤連だより

No. 4 5

発行所

(公財)全国篤志面接委員連盟

〒165-0026

東京都中野区新井3-37-2

電話 03-3389-9494

目次

会長あいさつ 会長 塩崎 恭久 …………… 1	個別面接活動等に係る委員からの特別寄稿 14
第38回全国篤志面接委員大会の開催 …… 3	東西南北 全篤連理事長 松田美智子 … 22
初任者・リフレッシュ研修会の開催 …… 4	第65回全国矯正展
全国及び各矯正管区管内篤志面接委員	(全国刑務所作業製品展示即売会) …… 24
研修会の実施 …………… 5	第7回国内交流研修旅行実施報告書
令和7年度第2回理事会(臨時)の開催について	塩崎会長一行 栃木方面に行ってきました
…………… 10	…………… 25
令和7年度第2回常任理事会(臨時)の	福田紀夫前副会長が秋の園遊会に
開催について …………… 11	ご招待されました! …………… 26
これからの篤志面接活動の在り方に関する	事務局から …………… 27
検討会の開催③ …………… 12	雑記帳 …………… 27



会長あいさつ

厳しい寒さの中にも春の訪れの感じられる今日この頃、会員の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。

これまで「全篤連だより」は、年2回1月と7月の発行としていましたが、実際皆様のお手元に届く時期を考え、今年から3月と9月の発行にいたしました。

本号では、令和7年度の終わりに当たり、今年度の活動を振り返るとともに、来る令和8年度に向けた抱負を述べたいと思います。

今年度、私は、昨年9月には東京都昭島市の東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センターなどを視察、また、11月には第7回篤志面接委員国内交流研修では栃木県内の喜連川社会復帰促進センター、国内最大の女子刑務所である栃木刑務所などを訪問、さらに、愛媛県にある四国唯一の女子刑務所の西条刑務支所を視察するなど、多くの矯正現場から学ぶ機会に恵まれました。

また、全国篤志面接委員連盟の活動につきましては、本だよりの第43号、第44号及び本号においてご紹介しておりますとおり、「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」(略称：在り方検討会)を毎月1回程度、オンラインにより開催してまいりました。これは、拘

禁刑の導入により100年に一度といわれる矯正の改革の時期にあつて、我々の篤志面接活動についても、これからの在り方の基本的な方向性を検討する必要があると考えたためです。

同検討会では、昨年4月、主要な論点である「篤志面接活動の範囲と重点」についての検討結果を取りまとめ、矯正局に対し提言（依頼）を行い、7月にはこれを受けた矯正局から全国の矯正施設に対し、拘禁刑下における受刑者処遇及び在院者処遇の一層の充実に向け、篤志面接委員との協力関係の促進に配慮いただきたい旨の文書が出されました。在り方検討会において必要と考えた事項やそれに対する矯正局の対応が、中間総括と提言、両課長通知という形で、篤志面接委員と矯正職員の方々の双方に示されたことは、一定の成果であると思います。

さらに、昨年9月、連盟事務局では、これまでの検討を踏まえ、矯正管区管内篤志面接委員協議会・施設篤志面接委員協議会及び当連盟事務局の三者が当面取り組むべき広報活動、組織強化などの三つの課題と、そのための具体的な行動計画を「提案書（案）」として取りまとめ、各管区協議会に内容の検討を依頼いたしました。皆様のお手元に本号が届くころには、各管区協議会の意見を踏まえ、来年度私たちが取り組む具体的な事項が固まっていると思います。

在り方検討会の一連の活動等につきまして、会員の皆様に十分にその意のある所をお伝えできていないところもあるかと思しますので、引き続き、様々な機会をとらえて情報発信に努めてまいります。皆様におかれましても、社会との懸け橋としての私たちの活動を、一層「進化」かつ「深化」させるべく、会員相互及び矯正施設の職員の方々との積極的な意見交換と連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

終わりに、平素から篤志面接委員の活動を支えていただいている矯正局、矯正管区及び矯正施設の職員の皆様のご理解とご支援、並びに矯正管区管内篤志面接委員協議会の皆様のご協力に対して、連盟を代表して心から感謝を申し上げます。

来年度もどうぞよろしく願いいたします。

公益財団法人全国篤志面接委員連盟 会長 塩崎 恭久

第38回全国篤志面接委員大会の開催

第38回全国篤志面接委員大会が、令和7年10月7日（火）午後1時30分から法務省地下大会議室において開催されました。今回は、塩崎恭久会長、鈴木馨祐法務大臣（当時）をはじめ、篤志面接委員、法務省幹部職員、近在の矯正施設長など関係者約130名が一堂に会しました。

例年どおり、大会は式典と研修会の二部構成で実施されました。

まず、長年にわたる面接活動の功績があった委員に対する顕彰式典が挙行され、法務大臣から25名の篤志面接委員に対して感謝状が、連盟会長から20名の委員に対して表彰状がそれぞれ授与されました。会長の式辞、受賞者の謝辞、法務大臣及び矯正協会会長からの祝辞、来賓紹介など式典はつつがなく執り行われました。

なお、前大会後の理事会における評価・分析を踏まえ、式典の時間短縮を図り研修会の時間を確保するため、開式・閉式の辞や祝電披露を省略し、参列した連盟役員の紹介を簡略化するなどされました。

続いて行われた研修会の基調講演では、保護局更生保護振興課長である石川祐介氏が「更生保護の取組」と題して、第二次再犯防止推進計画の下で進められている更生保護分野における様々な施策の紹介がなされました。矯正施設内で活動する篤志面接委員にとっては、日頃触れることの少ない更生保護の情報に接する貴重な機会となりました。

その後、昨年度に続き「これからの篤志面接活動に思うこと」をテーマに、参加者間の意見交換が行われました。

前大会までは、研修会全体場で意見交換を行ってききましたが、参加者アンケートに寄せられた意見などを踏まえ、本大会では9つの小グループに分かれて実施されました。被收容者の再犯防止や社会復帰に向けて、篤面活動が担うべき役割や日頃の活動において留意している事柄など、平素の活動経験を踏まえた熱い思いが語られる場となり、活発な意見交換が行われ、参加者からの高い満足度を得ることができました。

また、大会後には、法曹会館において、コロナ禍以来6年ぶりに懇親会を開催することができました。日笠矯正局長ほか矯正局幹部の方々をお迎えして、和やかな雰囲気の中、会場のあちこちで温かい交歓が行われました。

なお、意見交換の概要など、大会の詳細については、全篤連ホームページに掲載しているほか、各施設に記録誌を配付していますので、そちらもご覧ください。



研修の様子

初任者・リフレッシュ研修会の開催

委嘱後5年以内の初任者（38名）と委嘱後15年以上のベテラン委員（11名）に対する研修会が、令和7年12月4日（木）午前10時から法務省地下大会議室において開催されました。例年2日間の日程で行っている本研修会ですが、今回は、会議室の都合で1日の日程に短縮して行われました。

開式には、矯正局の関係職員にご列席いただき、塩崎会長のあいさつ（大川副会長代読）に続いて、日笠矯正局長から挨拶をいただきました。

続いて、矯正局成人矯正課島山企画官から、「拘禁刑の創設と受刑者処遇」のテーマで講話が行われましたが、文字の大きさが見やすかった点や、拘禁刑創設の時代背景、拘禁刑下の受刑者処遇変化、篤志面接委員の活動への提言などの大きな3本柱を掲げて講義された内容が大変分かりやすく好評でした。

次の講話は、松田理事長による「篤志面接活動の歴史、制度と現在の課題」でしたが、昨年同様に「初めて知ること多かった」などの感想が聞かれました。

昼休憩を挟んで班別討議が行われました。司会役の連盟役員を含めて7人程度の少人数としたことや、類似の活動内容の班編成としたことにより、多くの参加者から「是非これからも続けてほしい」との声が聞かれました。

研修会の最後には、長野大学小林教授により「面接指導技術」について講話が行われ、面接における様々な工夫などについて説明されました。

なお、意見交換の概要など、大会の詳細については、全篤連ホームページに掲載しているほか、各施設に記録誌を配付していますので、そちらもご覧ください。



班別討議の様子

全国及び各矯正管区管内篤志面接委員研修会の実施

○ 第38回全国篤志面接委員大会

- 1 実施日 令和7年10月7日(火)
- 2 会場 中央合同庁舎第6号館A棟 法務省地下大会議室
- 3 参加者 計123名(篤志面接委員89名 その他関係者34名)
- 4 大会テーマ
「時代に応じた篤志面接活動の意義と役割の再発見!!」
- 5 内容
(1) 基調講演
「更生保護の取組」
講師 法務省保護局更生保護振興課長 石川 祐介 氏
(2) グループ別意見交換
所属施設種別・指導分野別に9グループを編成して意見交換
議題 「これからの篤志面接活動に思うこと」
司会・記録 全国篤志面接委員連盟理事・監事

○ 令和7年度篤志面接委員初任者・リフレッシュ研修会

- 1 実施日 令和7年12月4日(木)
- 2 会場 中央合同庁舎第6号館A棟 法務省地下大会議室
- 3 参加者 計72名(篤志面接委員61名 その他関係者11名)
- 4 内容
講話Ⅰ 「拘禁刑の創設と受刑者処遇」
講師 法務省矯正局成人矯正課企画官 畠山 智行 氏
講話Ⅱ 「篤志面接活動の歴史、制度と現在の課題」
講師 全国篤志面接委員連盟理事長 松田 美智子
班別討議 研修別・指導分野別に9班を編成して討議
司会者 全国篤志面接委員連盟副会長及び常任理事
講話Ⅲ 「面接指導技術」
講師 長野大学社会福祉学部教授 小林 万洋 氏

○ 第37回北海道矯正管区管内篤志面接委員研修網走大会

- 1 実施日 令和7年7月17日(木)・18日(金)
- 2 会場 網走セントラルホテル
- 3 参加者 計81名(篤志面接委員37名 その他関係者44名)
- 4 内容
(1) 講演

「北方民族の歴史と文化」

講師 北海道立北方民族博物館館長 呉人 恵 氏

(2) 研究発表

「『面白い!』が人生豊に」

発表者 旭川刑務所篤志面接委員 御厩 京香

助言者 旭川刑務所統括矯正処遇官 細砂 祐介 氏

「書道を通して思うこと」

発表者 帯広刑務所篤志面接委員 戸出 峯信

助言者 帯広刑務所統括矯正処遇官 松岡 俊彦 氏

「見えないものを探して」

発表者 紫明女子学院篤志面接委員 佐藤 幾子

助言者 紫明女子学院統括専門官 鈴木 さやか 氏

○ 第67回東北矯正管区管内篤志面接委員研修山形大会

1 実施日 令和7年7月11日(金)

2 会場 山形グランドホテル(サンリヴァ・白鳥の間)

3 参加者 計84名(篤志面接委員43名 その他関係者41名)

4 内容

(1) 講演

「被害者の視点」

講師 被害者と司法を考える会代表 片山 徒有 氏

(2) 研究討議

活動内容別に構成した小グループ(5~6名程度)により、「“よりそう”篤志面接活動とは~やがて、私たちと共に生きる仲間のために~」を討議題として意見交換

(3) 全体協議会

研究討議の結果を各グループが順次発表した上で、会長による総括を行い全体で共有

○ 第67回関東矯正管区管内篤志面接委員研究協議会

1 実施日 令和7年11月20日(木)

2 会場 さいたま新都心合同庁舎2号館5階(共用大会議室501)

3 参加者 計141名(篤志面接委員70名 その他関係者71名)

4 内容

(1) 講演

「オープンダイアログの考え方や手法について」

講師 つくばダイアログハウス院長 斎藤 環 氏

(2) 自由討論会

事前に希望テーマを聴取した上で、10グループ(1グループ6~9名)を編成して実施

- 各グループに施設職員2～4名が記録係・アドバイザーとして参加
- グループ① 家庭との関係修復が必要な被収容者への援助について
 - グループ② 個別面接実施前後の施設職員との情報共有について
 - グループ③ 拘禁刑導入と篤志面接委員の役割について改めて考える
 - グループ④ 面接時に心掛けていること・工夫していること
 - グループ⑤ 集団指導時に心掛けていることについて改めて考える
 - グループ⑥ 再犯・再非行防止のために必要な支援について
 - グループ⑦ 篤志面接活動で苦勞していること・難しいと感じること
 - グループ⑧ クラブ活動時に心掛けていること・工夫していること
 - グループ⑨ 障害等の生きづらさを抱えた者への働き掛けについて
 - グループ⑩ 当日の講演を聞いて思うこと

○ 令和7年度中部矯正管区管内篤志面接委員研究協議会

- 1 実施日 令和7年10月29日(水)
- 2 会場 オークスカナルパークホテル富山
- 3 参加者 計90名(篤志面接委員49名 その他関係者41名)
- 4 内容

(1) 基調講演

「自立を促す認知カウンセリング」

講師 富山大学教育学部講師 博士(心理学) 小澤 郁美 氏

(2) 意見発表等

ア 意見発表

(ア) 「心掛けていること～共に成長を願って～」

発表者 名古屋刑務所篤志面接委員 奥村 幸司

(イ) 「いち篤志面接委員の現状活動からの意見」

発表者 三重刑務所篤志面接委員 伊藤 稔

(ウ) 「声で伝わる言葉の可能性」

発表者 瀬戸少年院篤志面接委員 小泉 千景

イ 解説

「拘禁刑下における矯正処遇の在り方等について」

富山刑務所長 小阪 知晃 氏

ウ 意見交換

総合司会 富山刑務所篤志面接委員 田中 常弘

○ 令和7年度近畿矯正管区管内篤志面接委員研究会

- 1 実施日 令和7年10月30日(木)
- 2 会場 KKRホテル大阪(銀河)
- 3 参加者 計153名(篤志面接委員85名 その他関係者68名)

4 内 容

(1) 講演

「人を変え社会を変えるのは『教育』しかない」

～生きる力を育む心のスポンジ教育プログラム～

講師 株式会社良心塾 代表取締役 黒川 洋司 氏

(2) 研究発表

「支援について考えてみましょう」

～篤志面接委員活動の深化をめざして～

発言者 加古川刑務所篤志面接委員 高木 佳子

和歌山刑務所篤志面接委員 白杉 武志

京都拘置所篤志面接委員 井山 信久

播磨学園篤志面接委員 木南 志津香

助言者 奈良少年院篤志面接委員 大川 哲次

○ 第38回中国矯正管区管内篤志面接委員研究協議会

1 実施日 令和7年10月23日(木)

2 会場 岡山プラザホテル5階(延養の間)

3 参加者 計96名(篤志面接委員48名 その他関係者48名)

4 内 容

(1) 研究討議

「美祢社会復帰促進センターにおける篤志面接活動」

美祢社会復帰促進センター篤志面接委員 佐藤 忠典

「私の指導内容について」

鳥取刑務所篤志面接委員 北村 誠人

(2) 講演

「社会的養育への一つの試み～抱っこから始めるボランティア～」

講師 一般社団法人ぐるーん 代表理事 河本 美津子 氏

○ 第64回四国矯正管区管内篤志面接委員研究協議会

1 実施日 令和7年11月19日(水)

2 会場 東急REIホテル(讃岐・玉藻)

3 参加者 計51名(篤志面接委員27名 その他関係者24名)

4 内 容

(1) 講演

「多様な価値観の共生時代：社会の風を矯正に」

講師 香川大学副学長 平野 美紀 氏

(2) 研究発表

「点字クラブの活動を通して」

発表者 高松刑務所篤志面接委員 有田 幹子
高松刑務所篤志面接委員 多田 恵美子
助言者 高松刑務所統括矯正処遇官（教育担当） 安富 貴裕 氏
「これからの社会とのつながりを求めて」
発表者 高知刑務所篤志面接委員 鍋島 孝誠
補助者 高知刑務所統括矯正処遇官（教育担当） 別府 慎二 氏

○ 令和7年度九州矯正管区管内篤志面接研究会長崎大会

- 1 実施日 令和7年11月19日（水）・20日（木）
- 2 会場 ホテルグランドパレス諫早
- 3 参加者 計131名（篤志面接委員69名 その他関係者62名）
- 4 内容

（1）分科会

刑事施設と少年施設を分け、6つのグループで研究討議

第1部（共通テーマ）

「篤志面接活動を通して得た学びや発見について」

第2部（選択テーマ）

「被収容者と接するとき心掛けていることについて」

「被収容者の自立心を育むために必要なことについて」

「拘禁刑施行後も篤志面接活動を充実させることについて」

（2）記念講演

「矯正施設出所者の地域社会への再統合支援の在り方～ヨーロッパの経験～」

講師 長崎大学生命医科学域（保健学系）教授 大西 眞由美 氏

令和7年度第2回理事会(臨時)の開催について

令和7年10月8日、法務省小会議室において臨時理事会が開催され、前日開催された第38回全国篤志面接委員大会の総括を中心として審議が行われた。主な議案は次のとおり。

議案1 第38回全国篤志面接委員大会の総括の件

— 10月7日(火)に行われた標記大会の式典及び研修内容、並びに全体の企画、運営の状況について審議を行った。

全体的には時間どおりに進められ、運営は円滑であったとの意見が多かった。

基調講演「更生保護の取組」は、音響等のせい、聞き取りにくかったとする意見があったが、内容については更生保護の全体的な流れが分かって大変参考になったとの意見が多かった。

意見交換については、机を使用しないことで、文字どおり膝を突き合わせての討議ができて大変良かったとする意見が大半を占めた。参加した委員それぞれの活動の内容や思いを知ることができ、篤志活動の深みを感じるとともに、持ち帰って他の委員に伝えたいと思うものがあったとの意見が多かった。

式典時の動作要領や、意見交換の進め方等にいくつかの課題は残されたものの、総じて良好な大会であったとの意見で全員が一致した。

議案2 第3回理事会(定時)及び第2回評議員会(臨時)の開催の件

— 理事長から、第3回理事会の開催について、令和8年3月24日(火)午前10時30分から、法務省第一会議室において、議案を①人事の件、②令和8年度事業計画及び収支予算案の件、③次回理事会及び評議員会開催の件として開催したい旨の提案があり、審議の結果、出席理事全員の同意が得られた。

また、第2回評議員会の開催については、令和8年3月24日(火)午後1時30分から、法務省第一会議室において、議案を①人事の件、②議事録署名人選任の件として開催したい旨の提案があり、審議の結果、提案どおり議決された。

議案3 全国篤志面接委員連盟創立40周年記念行事について

— 理事長から、令和9年に開催予定の全国篤志面接委員連盟創立40周年記念行事実施の基本方針について次の4点の提案があり、審議の結果、周年行事として可能な限りのことはすべきであるとの意見もあったが、基本方針については提案どおり議決された。

- (1) 篤志面接委員手帳の全面改訂を行い、記念品として全委員に配布する。
- (2) 全国大会において、記念講演と篤志面接委員の研究発表を行うほか、「全篤連だより」の特別号を発刊する。
- (3) 次回となる50周年記念行事に備えるために、記念大会準備積立資金については上記以外に取り崩す額はできるだけ抑える。
- (4) 上記に係る企画は、事務局が案を作成し、常任理事会、理事会に諮る。

令和7年度第2回常任理事会(臨時)の開催について

令和7年12月23日、オンラインによる臨時常任理事会が開催され、篤志面接委員活動の在り方について及び初任者・リフレッシュ研修会の総括について審議が行われた。

議案1 篤志面接委員活動の在り方に関する件

(在り方検討会の検討内容について、既にご紹介した論点Ⅰに続く論点Ⅱ及び論点Ⅲに係る分は、今年度末頃を予定している検討会終了後、まとめてご紹介します。)

議案2 初任者・リフレッシュ研修会の総括の件

— 研修参加者に対するアンケート調査の結果及び評価者自身の参加結果を基に検証した。

3つの講話については、いずれも参加者の研修ニーズに応えた内容であり、それぞれのテーマについて理解が深まったと思料される。

班別討議については、所属施設の種類と活動内容を可能な限り同じものとした班別構成が奏功し、活発な意見交換が進んだと思料される。参加者はお互いの活動について情報や意見を交換することを通して、平素感じていた不安や疑問を解消し、活動の社会的使命を再確認できたと思料される。

なお、会場確保の都合から1日のみの研修会となり、時間的にかなりタイトであったことや、意見交換会が実施できなかったことを惜しむ声があった。来年度は、従来どおりの日程で行えるよう会場確保に努めたい。

これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会の開催③ ～検討会の提言に対する矯正局両課長通知について～

昨年4月、在り方検討会では、論点Ⅰ「篤志面接活動の範囲と重点」についての中間総括とそれに基づく提言（「全篤連だより」第44号掲載）を矯正局長あてに提出しました。これを受けて、同年7月、矯正局成人矯正課長・少年矯正課長の連名で、矯正施設の長に対し、拘禁刑下における受刑者処遇及び在院者処遇の一層の充実に向け、篤志面接委員との協力関係の促進に配意いただきたい旨の文書が、中間総括の全文も添付されて送付されました。

提言に対する矯正施設の対応を知っておくことは、施設との一層の協力関係を築く上で有益であると思われるので、提言と連盟事務局に参考送付された同通知の概要を下記のとおりご紹介します。

記

1 刑事施設に対して

- (1) 拘禁刑に関連した施策等の周知、篤志面接委員に対する協力依頼等
(提言の1及び2関係)

提言

- 1 刑事施設の篤志面接委員は、拘禁刑の創設に伴って現場施設における矯正処遇の体制や職員組織がどのように変化していくのか承知していないため、不安や疑問を抱いている。そこで、令和7年度に入ってからできるだけ早期に、各刑事施設の篤志面接委員協議会（呼称は各施設で異なるが、以下では「施設篤志面接委員協議会」という。）の総会や研究会の機会を利用して、これらの概要に関して説明していただきたい。同時に、その際、拘禁刑の導入に伴って篤志面接委員に新たなニーズがある場合には、施設篤志面接委員協議会に対して協力のための協議を申し出るよう指導願いたい。

また、少年院においても、可能な限り同様の説明の機会を設けていただきたい。

- 2 刑事施設においては、今後ますます矯正処遇の一層の充実化を図る観点から指導スタッフの確保が求められる状況にあると思われるが、その際には篤志面接委員を始めとする民間協力者の活用を一層検討願いたく、施設篤志面接委員協議会に対しても委員の協力が得られるかどうか相談していただきたい。

また、現在の委員からの協力が困難である場合、新たに協力の可能な候補者がいないかどうかについても相談していただきたい。

これについて矯正局両課長通知では、

- ① 施設における篤志面接委員の研修会等の機会を活用し、拘禁刑導入の経緯や、導入に伴う各種施策、個々の特性に応じた処遇の充実等の概要について、施設の実情に応じて必要な説明をすること
- ② 施設の実情に照らし、新たに篤志面接委員に協力を依頼できる事項がないか、改めて検討し、該当する事項がある場合には、所属の篤志面接委員に対し、協議・依頼等を実

施すること
が述べられています。

(2) 個別面接に係る提案への対応（提言の3関係）

提言

- 3 施設篤志面接委員協議会から、個別の相談面接の機会の増加に関して提案があった場合は、実現の可否について真摯に検討をお願いしたい。

これについて矯正局両課長通知では、

- ① 個々の受刑者の特性に応じた処遇の充実の観点から、篤志面接委員による個別面接の充実策について、施設の実情や所属の篤志面接委員の対応可能な日時や指導分野等を踏まえて改めて検討すること。

また、受刑者の中には継続的な個別面接の必要性のある者も少なくないと思われることから、そうした受刑者を施設側が対象者として選定し、本人の意向も踏まえて実施することも含めて検討すること

- ② 受刑者が篤志面接委員による個別面接を希望しやすいよう、周知方法について一層工夫すること

- ③ 個別面接の実施前や実施後の情報共有は、篤志面接及び矯正処遇の充実に寄与するものと考えられることから、その実施を検討すること

が述べられています。

2 少年院に対して

(1) 拘禁刑に係る施策等の説明について（提言1関係）

上記1（1）①のとおり。

なお、矯正局両課長通知では、職員向けの小冊子「拘禁刑の導入と新たな処遇」の写しを配布することで説明に代えても差し支えないこと、が述べられています。

(2) 教養・趣味の指導に係る協力依頼について（提言4関係）

提言

- 4 少年院におけるカリキュラムの見直しにより、情操教育を追加して実施する時間的余裕が生じた場合には、施設の実情に応じて教養・趣味の指導を行う篤志面接委員の協力が得られるかどうか検討していただきたい。

これについて矯正局両課長通知では、日課を編成の際には、クラブ活動、情操的活動等の実施について、施設の実情と所属の篤志面接委員の意向等を勘案しながら検討すること、が述べられています。

個別面接活動等に係る委員からの特別寄稿

「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」の中間総括及び提言（依頼）については、前号にその全文を掲載したところです。

矯正局に対する提言（依頼）においては、「刑事施設において、今後指導スタッフの確保を行う際には、篤志面接委員を始めとする民間協力者の活用を一層検討願いたい」こと、「施設篤志面接委員協議会から、個別の相談面接の機会の増加に関して提案があった場合は、実現の可否について真摯に検討をお願いしたい」ことなどが述べられています。

そしてまた、同時に出された篤志面接委員に対する提言においては、「施設から施設篤志面接委員協議会に対して新たな協力依頼の申し出がなされた場合には、積極的に応じる方向で検討するとともに、現在の委員による協力が困難であっても、新たな委員候補者の確保を含めて真摯に対応願いたい」とされています。

そこで本号においては、このような提言の実現に向けて、刑事施設において矯正処遇プログラムなどに係わって活動をしている委員や、受刑者からの願出によらず、面接の必要性等を判断して対象者を選んで複数回の面接を行っている委員の方々をお願いして、ご自身の活動の様子をご紹介いただきました。

刑事施設において拘禁刑が施行される中、今後の篤志面接活動の更なる発展を考える上でご参考にしていただければと思います。

『R4 for open』

横浜・府中刑務所篤志面接委員 柳 下 明

【はじめに】

7月31日付新聞の見出しに「改正刑法施行後初の拘禁刑判決」とある。7月30日に山形地裁で拘禁刑1年を言い渡しとの記事であった。いよいよ改正刑法も本格始動することになる。施設では、そのために様々な準備がなされてきた。篤志面接委員として、施設に伺う度にそれを感じてきた。制度面だけでなく、職員の意識改革も行われているようである。その一端が施設挙げてのオープンダイアログ導入ということであろうか。府中刑では、そのための部屋まであつらえた。

横浜・府中刑務所で特別改善指導「被害者支援視点に立った教育」（R4）に関わるものとしてもそのことの変化を感じるようになった。以下、その一端を報告できればと考えている。

【R4教育の原理】

R4の教育には、薬物や性犯などのような明確な心理教育的なプログラムがなく、その方向性に苦慮してきた。だが、「被害者の視点に立つ教育」そのものに注目してみると、そこに重要点があるのだ。つまり、それは、視点を意識すること、その視点の移動に注目することにその教育原理がある。それは、被害者や家族などの立場になることを教育原理の一つとしてきた矯正教育そのものでもあろう。

だが、R4には、その被害者が今は、存在しないということである。ここには、大きな困難がともなう。不在の死者を呼び起こすことになるからである。ここでの視点の移動は、慎重を要することになる。そのためのグループワークは、多様な視点が望まれるのである。

【多様な視点と余白】

視点の移動、動かすためにはどのような条件が必要なのだろうか。移動するための余白が必要となる。様々な視点を目撃することが必要条件となる。そのことが余白体験となる。グループワークは、その体験の場となる。多様性とは、一つの答えはないということになる。これは、R4対象者には、辛いことかもしれない。余白があるということは、彼ら自身で考えることを求めているからでもある。それを支援するものこそ、グループワークの意義でもある。多様な声、多声的であることがそれを支援することになる。

【府中刑でのR4】

篤志面接委員としての私もこのワークの中で一つの視点を与えることになる。府中刑では、私の他にも担当教育職員や保安担当者さらには、教誨師や時に弁護士なども加わる。現在府中刑では3つのグループが稼働している。2名、3名、4名である。それにこれらのメンバーが加わることで多声的な場になる。それは、一つに答えが集約されることはない。様々な考えがあることがあること、余白的な思考にそれぞれが置かれることになる。余白は、余韻を残すことになる。余韻とは、後で利いてくるのだ。

【まとめ 新しい時代の篤志面接委員】

多様な視点の確保、その場は、それぞれが受刑者だけではなく参加者が当事者にもなるのだ。篤志面接委員の活動もまた、当事者となる活動である。社会の当事者となることである。

このように、新しい時代に篤志面接委員は、なお、寄与できると言うことである。専門家ではない視点、篤志面接委員の視点。余白を促す視座があるということになる。

『酒害教育を担当して』

府中刑務所篤志面接委員 山本義典

1 はじめに

私は酒害教育を担当して、まもなく5年になります。私自身も酒を少ししたしなむ立場であるため、受講者に「禁酒するにはどうすればよいか」を伝える際、迷うことがあります。酒害教育は、単に「飲酒をやめなさい」と指導するだけではなく、受講者が自ら理解し、行動を変えるきっかけをつくることが重要だと考えています。

2 酒害教育の概要

私は受刑者に対し、刑務所職員と協力して一般改善指導の一つである酒害教育を行っています。民間人の立場から、酒害の恐ろしさや健康・社会生活への影響を中心に講義を担当し、受講者が自分自身の経験や生活と照らし合わせながら理解できるように心がけています。具体的

には、過去の飲酒による健康被害や社会的失敗の事例を紹介し、アルコール依存のリスクについて科学的な根拠も交えて説明しています。

3 教育の留意点

受講者は過度の飲酒により健康を害した経験や、酒による失敗体験を持っています。そのため、酒害が生活に及ぼす影響については理解しています。しかし問題は、身体が酒の魅力を覚えており、理性だけでは欲求を抑えきれない点にあります。刑務所のように酒のない環境では問題ありませんが、出所後は再び飲酒可能な社会に戻ります。そこで指導では、次の4点を重視しています。

(1) 対話を重視する

一方的な講義ではなく、質問を投げかけ、受講者と対話をしながら気づきを得てもらうことを重視しています。

(2) 自分で考えさせる

酒害の恐ろしさを理解していても、一度飲めば止まらなくなる受講者が多くいます。そのため、どうすれば自ら飲酒を抑えられるかを受講者自身に考えさせるようにしています。

(3) 「止める」という強い決意を持たせる

最終的に酒を止められるかは、本人が酒害を自覚し、「止める」という強い決意を持てるかにかかっています。

(4) 専門医や支援グループを利用する

一人で止め続けることは難しいため、専門医に相談したり、自助グループ（AAなど）に参加することを勧めています。

4 おわりに

受講者が出所後も酒の誘惑に負けず、健全な社会人として社会で活躍することを心から願っています。そのためには、指導者として日々改善を重ね、受講者一人ひとりに寄り添った指導を続けたいと思っています。

『「被害者視点を取り入れた教育」の指導について』

千葉刑務所篤志面接委員 程田 健太郎

私は、一昨年まで、通達に基づいた標準プログラムをリーダーとして指導に当たりました。

本指導をするに当たって心掛けることにしたことは、第一に、受刑者が一生背負って行かなければならない心が重くなる課題であり、また千葉刑務所の受刑者は、刑期が重く長い期間施設に収容されているので、社会の風を入れて上げた方が良くと思い、授業の導入時に、その時々の子どもの様子やタイムリーなニュース等を話すこと。

第二に、受刑者が何とか更生したいという気持ちを抱いていることを信じながら、罪を犯した悔恨の辛い思いに寄り添う気持ちを忘れないようすること。

第三に、指導は、グループワーク形式で行いますが、受講者が、高等学校の様に能力等が同質ではないので、事前に受講者のプロフィールを見せてもらい、その時の中間的能力者がどの

受講者なのか、そして、グループワークの展開が、最初の発言者の内容に引きずられることが多いので、第一発言者を誰にするか慎重に見極めることです。

指導を通して感じられたことは、被害者の心情を知らしめ考えさせる為、被害者家族の方が書かれた文章、そして小説「恩讐の彼方」を読ませたりしましたが、一番効果的と思われたのは矯正局で編集されたVTRナラティブの中の事例を視聴させて、話合わせたこと、次にSSTでロールプレイを行わせたことが効果的だったと思います。

一昨年から継続プログラムが編成され、私は、このプログラムの授業にゲストスピーカー的な立場で指導に当たるようになりましたので、私が10年から5年前に指導した受刑者と再会することになりました。再会すると私の名前、指導を受けた事柄、小説「恩讐の彼方」を読まされたこと、SSTでロールプレイを演じたこと等覚えてくれておりました。しかし、学んだことの実効性については、残念ながら今一步のように感じられています。

高齢無期受刑者の中には、有期刑の最高が30年に引上げられたことから、刑務所を終活の場と考えだしたようにも思えるので、「心情等聴取伝達制度」を説明等して、かなり厳しいコメントをすることもありますが、今まで、一度も反発的な態度を示されたことはありません。

終わりに、篤志面接活動の活発化を図る為に、拘禁刑受刑者の個人別処遇要領に、篤志面接委員との面接を組み入れて、願箋が出て来なくても面接が可能になることを切望しております。



『改善指導への取り組み』

京都拘置所篤志面接委員 田中 勇

平成19年に篤面を拝命し、平成22年に首席担当官から「改善指導は指導の本丸です。改善指導ができる篤面が今後必要になってきます。是非とも参加してもらいたい」と言われて、以来ギャンブル、アルコール、交通安全、被害者の視点を取り入れた教育の改善指導に取り組ませていただいています。

ここではギャンブル依存離脱指導について述べさせていただきます。

1回60分で10単元あり、2～3名の対象受刑者と、教育専門官、カウンセラー、ギャンブルに詳しい大学教授と私とで、受刑者一人一人をはさむようにして円座となって座り、テキストをベースに話し合いが進められます。

進行役は教育専門官です。初めのうち受刑者は緊張していますが、ミーティングが始まって主旨が分かると、すぐに皆と打ち解けた雰囲気になり、自分のギャンブルでの戦績等を嬉々として語ってくれます。そうこうしていくうちに、そのギャンブルにのめり込んでいった自分の姿を依存症という病気だと気付いてくれるようになります。

ミーティングは、必ずしもテキストの内容通りに進めるのではなく、あくまでも受刑者に話してもらい、それに対して助言をするというスタイルを中心に進めます。受刑者はやがて「断ギャンブル」か「節ギャンブル」の選択、再びやりそうになった時や誘われた時にどう対応するのか、また自助グループ等についても理解してもらおうようになります。思うに、パチンコはダメ、競馬もするなの一点張りでは相手の心に通じません。何故ギャンブルを始めたか、何故のめり込んだのかをしっかりと思い出し、当人の口から話してもらうことによって、当人が事の重大性に気付いていき、深く反省して二度と同じ誤ちを犯さないと自覚していってもらうことが大切ではないかと思えます。

私はギャンブルの専門家でもなければ、馬券の買い方も知りませんが、ミーティングでおかしなことを言って場を和らげ、受刑者が少しでも話し易くなってくれるようにお手伝いし、改善指導に於いて受刑者が、良き悪きにかかわらず今迄の体験を本音で話してもらい、それについて皆で真剣に考え話し合っていくことによって、自分自身をしっかりと理解し見つめ直して、依存症からの脱却、改心、更生、社会復帰へと繋げていってもらえればと願っています。

『継続面接について』

神戸拘置所篤志面接委員 野口善國

1 はじめに

当所では収容者に主体的に運営させる「更生座談会」や最近始めた読書会、習字指導などの特色ある面接活動が行われているが、今回は継続面接について紹介する。

ここでは、三室重夫委員と私が担当した事例を紹介するが、本稿は当所の委員全員で討議した結果である。

2 三室委員の事例

(1) 同委員は家庭裁判所調査官として38年の職歴を持つ。「少年部調査官の職務は、ごく簡単にまとめると、当該少年の、犯罪の動機・背景、家庭環境・養育環境、交友関係、性格・行動傾向などを調査し、少年が何故非行に至ったのか、少年にとっての非行の意味を明らかにし、非行から立ち直る方策を考え、裁判官に意見を提出する」ことである。

収容者は犯罪に至る過程において、社会的不適応（家庭、対人関係、仕事等）に陥っている場合が多く、社会復帰のためには、収容者本人がそれらの問題に気づき、背景に目を向け、内省し、新たな視点を持つ等、問題に現実的な対処が出来るように援助することが必要になる場合も多い。このような面接は1回1時間の面接で終了することは困難な場合が多い。かかるケースにおいて、収容者が希望する場合、面接者が特に必要性を感じない場合は収容者の了解を得た上で、係官に報告し、継続面接を検討してもらっている。

この面接は、あくまでも当事者中心であり、受容的雰囲気の中で進行し、収容者が自ら

気が付いた課題、面接者が提案した課題について、内省を深めるよう援助することになる。

(2) 初回面接は、簡単な自己紹介の後、上記の項目について質問し、対象者が応答する形で進められた。

① 最初の犯罪は21才頃の万引である。次が25歳の頃の万引、今回が3回目でやはり万引である。「動機は将来のためにお金を残したい」ことにあったと言うが、特に生活に困るという状況ではなかったようである。

② 母子家庭で育っている。母の本人に対する期待は大きかったようで、本人もそれに応えたいと思い頑張ったようだが、母からは「誉めてもらった」記憶はない。また、父について「聞いてはいけないことと思っていた。」と言い、今も聞いていない。

③ 21歳のとき婚姻し、現在は妻と子6人の8大家族である。子だくさんについて「子どもが好きだから」と言うのみである。

※ 本人は、温厚な印象を与える人である。万引を除いて特に問題行動はなかったようであるが、検挙されても同種犯罪を繰り返すのは何故か。その理由・原因を明らかに出来ないかと思い、(明らかにならなくとも)一緒に考えることとした。

(3) 継続面接 2回目

この日は、50才になる頃の「自分の姿」を想像してもらうことから面接を始めた(視野を広くもち、ゆったり考えて欲しいという気持ちからの提案)。

A:「子を育て、人並みに生活している。事件のことは忘れない。」「母に感謝し、家族が健康で笑って生活している……」と話した後、「母は厳しかった。教育熱心で、母に誉めて貰いたかったが誉められたことはない。」「物が欲しくても母にねだることが出来なかった。父のことは聞いてはいけないことと思っていた。」等々初回面接で話したことと同じような、母についての満たされない思いを繰り返した(ここはAの話すままに任せて、その流れにまかせていた)。

委員:「お母さんに誉めてもらいたかったのだね。しかし、頑張っても誉めてもらえない……」と受けると、Aは涙声になり感情を高ぶらせた。

★時間切れになり、感情の高まりが穏やかになった時点で終了とした。

※ 2回の面接を通じて、母は生活のため精一杯であったのだろうか。Aが頑張っても「誉めるなど認め、受け入れる」などの愛情がAにまで届いていない。この「心の寂しさと言おうか、空虚さ」が事件の心的背景になっていないか。また、穿って考えると、多子であることも、その裏返しではないか等と思われ、それらを深めてゆくことは、Aの成長・再犯防止に役立つのではないかと考え、継続面接を係官に提案した。

3 私的事例

(1) 対象者(以下、Aという)のプロフィール

国立大の大学院を出て、大手企業に勤めていた、いわばエリート社員である。

温和な人間に見え、言葉遣いも丁寧で指示には従順である。妻子もあり、ごく普通の社会生活を送っていたように見える。もっとも妻とは事件後離婚になり、子は妻が引き取っている。

女性の家に侵入し、暴行をしようとして逮捕される。

(2) 面接の経過

① 1回目

本人は初めてなので緊張している様子だが、嫌そうなそぶりは見せず積極的に答えようとしている印象。

初めに、私が挨拶をして自己紹介をした後、以下のように述べた。

「私はあなたに説教をしたり、尋問をしたりするつもりはない。どういう風な時間の使い方をすれば、あなたのために一番役立つのか、あなたと考えていく。」

するとAは、「どうしても事件のことに頭がいつてしまう。なぜそこまで執着心が出てしまったのか。彼女の家の鍵を盗んでからストーカーをする気になってしまった。その時までストーカーをしたことはなかったのだが。ただ、今考えてみると、多くのチャットを、相手に勝手に送り付けていたのはストーカー的行為の始まりとも言える。」と述べた。

② 2回目（初回より約1ヶ月後）

本人から現在の状況を進んで話す。特に大きなストレスがなく過ごしているという。2ヶ月前に、元妻が手紙をくれたが、その様子はこれまでと変化なく少々ほっとしたという。

③ 3回目（初回より約3ヶ月後）

妻から又手紙が来て、子どもの様子も教えてくれたので安心したという。

自分は現在無収入だし、出所してもローンの返済を考えると、生活の目途がたらず不安という。

債権者は銀行の他にないというので、家が競売されてかなりの借入金が残ったとしても、銀行は通常給料差押まではしてこないし、万一、差押されても生活できる程のものは残されると説明すると少し安心した様子。

④ 4回目（初回より約6ヶ月後）

面接も4回目となり、Aとの信頼関係もかなり築かれたと思い、事件について思い切っけて聞いてみることにして、事件を起こした原因について、今考えるとどう思うかと水を向ける。

Aは、「まだわかりません。」と答えた。それは正直な答えのように思われた。

Aの回答については否定せず、「時間をかけて、自分の頭でゆっくり考えてみたら。」とのみ述べておいた。

⑤ 5回目（初回より12ヶ月後）

現在の作業はパソコンを使う作業なので性に合っているという。

懲罰にはならなかったが職員から「不正交談」と注意されてショックだった。ちょっとくらいと思っていたが甘かった。これからもっと気を引きしめていきたい。

これ以上、話が進まず、少し早めに終了した。

⑥ 6回目（初回より約1年4ヶ月後）

習字クラブに入ったが楽しそうだという。習字の先生が朗らかでよいという。

Aは事件のことに自分からふれ、事件当時は実感していなかったが、今思うと色々ため込んでいたと気がついたという。会社のことも妻のことも自分1人で抱え込んでいたという。

本人が嫌でなければ、面接を続けようという提案する。

⑦ 7回目（初回より約1年8ヶ月後）

昨年11月に、元妻から最後の手紙が来た。その時はショックを受けたが、今は諦め

がついた。

母は手紙をくれているが、父とは高1の時に別れてから連絡を取っていない。母は頼りになり、何でも模範的だが、「とりとめのない人」という。

自分は、当時、普通の子と思っていたが、周りの目を気にして無理して優等生になっていたと思うと述べた。

Aがかなり一方的にしゃべり、こちらから何か意見を述べることはなかった。

⑧ 8回目（初回より1年11ヶ月後）（最終回）

「更生座談会」の書記をやったが、和やかに話し合いができて、安心したとのこと。

出所後は実家に帰るが、幼馴染が仕事を世話してくれるという。仮釈放が近いという気持ちからか、表情は明るい（間もなく、仮釈放により出所した。）。

4 総括

どちらの委員の面接も対象者が犯罪に至った経緯を見つめ、内省を深め、新たな出発ができるように援助することには変わりはない。

面接委員はそれぞれ経歴、特技などが異なるので、その面接の仕方は色々であろう。しかし、一人の人間（委員）が一人の対象者の更生と幸せを願い、面接を続けること自体が対象者に希望を与えることになるのではなかろうか。

「在り方検討会裏話」

全国篤志面接委員連盟理事長 松 田 美智子

本日より3回にわたってご紹介している「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」（略称：在り方検討会）は、会長・副会長、常任理事等の連盟役員に加え、矯正局成人矯正課の担当者の方にも入っていただき、ほぼ毎月1回、オンラインで実施しているものです。

新型コロナウイルス感染症対策が進む中、官民通してオンライン会議なるものが広がり、遠く離れていても親しくお顔を見ながら意見交換ができるようになりました。今ではパソコン上で様々なアプリもあり、これを活用すれば最大16人からなる在り方検討会の毎月の開催も可能だと軽く考えていたのは開始前までのこと。会議の日程を決めて、その時になったら参加者があらかじめメールで受け取ったリンクから会議に参加するという、ごく簡単なはずの手順が実際は様々なトラブルが生じ、招待メールが見当たらない、リンクから入れない、果ては司会者の顔は見えても肝心の声が聞こえない、等々。毎回午後1時半開始の会合ですが、検討に入るのに10分前後はあーでもない、こーでもないと、参加のための奮闘が続きます。

ようやく当日の議題に皆が参加できると、それから発言が相次ぎます。在り方検討会は、参加者が篤志面接委員としてあるいは各管区の会長等として活動されている経験を踏まえて意見を述べる場であり、特段の議決を行う場ではありませんので、普段の活動や見聞を思うままに語り合うため、話はあっちへ行ったりこっちへ跳んだりします。それはそれで楽しく興味深いお話が聞けるのですが、論点に沿って一定の方向性を探ることが目的でありますので、一人一人の発言を当日の論点と結び付けて明確化し、整理する司会者の手腕が大切です。あれこれ出される意見ですが、幸いにも辛抱強く賢明な室井常任理事の司会進行の下、会の終盤近くになると大体の方向性といいますが、皆が目指しているものが見えてきます。

本日より第44号でご紹介した「中間総括と提言」は、ほぼ半年近くにわたる以上のような「自由闊達」な意見交換から生まれたものです。各検討会の発言は録音され、後日司会者が文字起こしをして議事録案にし、参加者にメール送信して発言内容を確認してもらったのち、議事録として蓄積されます。1回につきA4用紙10枚以上になる議事録半年分を読み返し整理して作成された中間総括は、個人的には小説を読むようにその時の気持ちがよみがえるものでした。特に、「はじめに」の部分は、検討会の開始に当たって再々矯正局成人矯正課のご懇篤なる説明を受けたにもかかわらず、「頭にはモヤモヤとした霞がかかって」いた私たちが、最終的には、近時の受刑者処遇のパラダイムシフトの中に拘禁刑導入を位置づけるに至った経過が、平成18年以降の刑事司法の動向とともに述べられており、大変感慨深い部分です。

「拘禁刑の導入は受刑者処遇におけるパラダイムシフトの一定の到達点であり、通過点であると理解すべき」との理解に至った後はモヤモヤ感も薄らぎ、論点Ⅰの「篤志面接活動の範囲と重点とすべき事項」について、活発な意見交換が進みました。100年に一度といわれる矯正の改革に対応して何か目新しいことをしなければと、気付かぬうちに焦っていた気持ちが落ち着き、参加者の一人が述べた「これまで以上に被收容者の心に響くように活動を深化させるべき」との意見に深く感銘を受けました。

昨年4月にはこの中間総括に基づく4つの提言を、全国篤志面接委員連盟として矯正局に提出しました。連盟として意見と依頼を矯正局に提出するという事は、これまで例のないことでしたので、その後の展開がどうなるのか不安な気持ちでございました。それだけに、昨年7月、参考送付していただいた矯正局成人矯正課長と少年矯正課長の連名で出された通知文書を拝読し、大変驚くとともに感謝いたしました。矯正局の担当者の方は、業務の都合のつく限り、在り方検討会にご参加くださり、私たちの意見に耳を傾けていただいております。今回出されました両課長連名の通知文書には、私たちの中間総括でも触れられていない検討過程で出された様々な思いをくみ取った対応が述べられています。特に、個別面接に関する内容については、刑事施設の篤志面接委員の多くが感じているもどかしさや物足りなさに、少しでもこたえようと踏み込んで述べていただいたと感じております。同通知の概要は本号に登載しておりますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。

在り方検討会自体は「意見の開陳」の場ですので、自由に発言いただいておりますが、論点Ⅱの「組織、定数に関する論点」に移ったあたりから、それだけで終わってしまっただけな気がし、議論し、かつ行動することを目指すべきとの発言がありました。そこで、発言が多かった広報活動や組織の強化の課題について、事務局で参加者の意見を踏まえ、本号冒頭の「会長あいさつ」で触れられている「三者で取り組む三つの課題」に取りまとめました。その詳細や今後の取り組み方については、本日より号を改めてご紹介したいと思います。

昭和28年という戦後間もない時期から、矯正施設で活動する民間ボランティアである篤志面接委員につきましては、拘禁刑導入後の矯正において、また、再犯防止推進計画においても、その一層の活躍が期待されております。こうした社会や矯正行政の動向、ニーズをよく学び、これに応える活動を皆で実践していきたいと思っております。

皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

第65回全国矯正展(全国刑務所作業製品展示即売会)

昨年12月6日(土)・7日(日)の2日間、東京国際フォーラムにおいて、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の中央行事の一環として、「第65回全国矯正展」が開催されました。

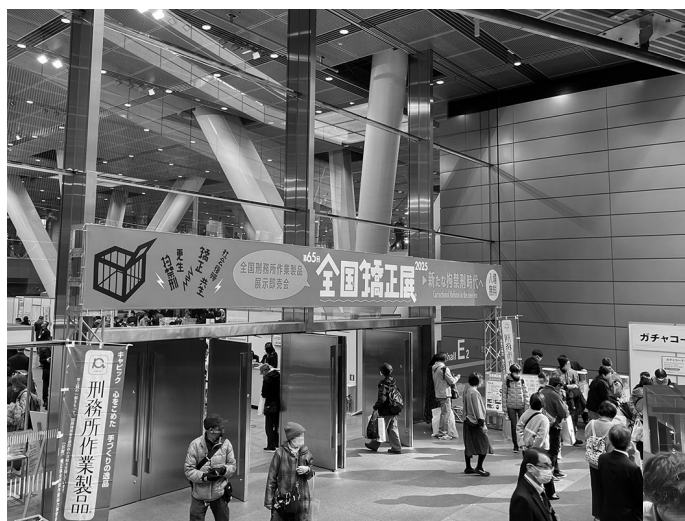
2日間を通じて晴天に恵まれたこともあり、今回も多くの方々が会場を訪れ、終日活気のあるイベントとなりました。

当連盟も「再犯防止を支える人たち」の関係団体として出展依頼を受け、広報ブースを設けて、パンフレットや広報ティッシュ等を配布して篤志面接委員活動の紹介を行いました。

やはり、会場を訪れる方の多くが篤志面接活動をご存じではなく、広報活動をさらに充実させる必要を感じずにはいられませんでした。活動内容をご紹介すると多くの方から関心を寄せていただきました。

その中で、「篤志面接委員となるにはどのような資格がいるのか」「委員として活動するためにはどこに連絡すればいいのか」といった具体的な質問を受けることもあり、2日目の昼過ぎには用意した約1,500部のパンフレット等を全て配布することができました。

このような矯正展は全国の矯正管区や矯正施設でも開催されていますので、今後は篤志面接活動の広報の場としてさらに活用していくことが期待されます。



会場入り口の様子



広報ブースでの対応の様子

～第7回国内交流研修旅行実施報告書～

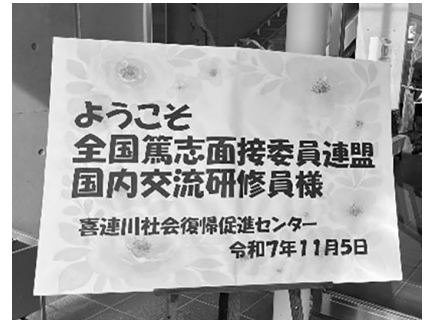
塩崎会長一行 栃木方面に行ってきました

昨年11月4日（火）から6日（木）までの2泊3日間、塩崎会長をはじめ全国から集まった篤志面接委員等有志68名で栃木方面の研修旅行に行っていました。栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、喜連川少年院を参観し、各施設の委員や職員の皆さまと意見交換を行いました。

今年6月から新たに拘禁刑が導入され、矯正施設の運用や処遇の在り方が大きく転換期を迎える中、現場の取り組みや課題について直接学ぶことができ、参加者にとって非常に有意義な研修となりました。

また、研修の合間には雲巖寺および日光東照宮を訪れ、歴史と文化に触れる時間を過ごしました。天候にも恵まれ、鮮やかな紅葉を楽しむことができ、参加者同士の交流も一層深まりました。学びと親睦に満ちた充実した研修旅行であったと多くの参加者から好評をいただいております。

本事業は平成28年に21名でスタートして以来、歴代会長のご参加とご支援のもと、年々参加者が増え、地域を超えた委員の交流の場として定着してまいりました。初参加の方やおひとりでの参加の方も多く、この研修を通じて新たなつながりが生まれることもこの研修旅行の大きな魅力となっています。



喜連川少年院にて

～次回国内交流研修旅行のお知らせ～

今回は近畿方面に、令和8年10月28日（水）から2泊3日の日程で実施する予定です。これまで11月の開催でしたが、近年のインバウンド増加や修学旅行シーズンと重なり宿泊先の確保が困難となったため、本年は10月の実施へと変更いたしました。現在、鋭意準備を進めているところです。多くの皆さまにご参加いただければ嬉しく存じます。なお、募集要領は、5月に各施設を通じてご案内いたします。

福田紀夫前副会長が秋の園遊会にご招待されました！

昨年10月28日（火）、法務省からの推薦を受けて、福田紀夫前副会長ご夫妻が秋の園遊会にご招待されました。全国篤志面接委員連盟としても誠に晴れがましいことであり、心からお慶び申し上げます。

福田様からお写真とコメントをお寄せいただきましたので、ご紹介させていただきます。

思いもよらず、園遊会の招待をいただきました。

現場施設で素晴らしい活動をされている多くの篤志面接委員の方々を差し置いて、僭越ながらその代表をお受けして行って参りました。

秋の好天の赤坂御苑の緑のもと、眼前に天皇様、皇后様、何とも言えない感慨でした。これからこうした機会が広がって、多くの委員の皆様が行かれれば嬉しいです。



事務局から

○令和7年度秋の叙勲、褒章について

篤志面接活動の功績が認められ、次の篤志面接委員の方々が藍綬褒章を受けられました。(敬称略)

(藍綬褒章) 五十畑 修 (横浜刑務所)
坂野 文子 (川越少年刑務所)
近藤日出夫 (赤城少年院)

○物故者

令和7年7月以降にお亡くなりになった篤志面接委員の方は、次のとおりです。慎んでご冥福をお祈り申し上げます。(敬称略)

7年 4月 渡邊 武敬 (熊本刑務所)
7月 秦 成淳 (大阪拘置所)
古田 重明 (秋田刑務所)
大島 龍穂 (久里浜少年院)
11月 泉井 雨教 (交野女子学院)
相馬 隆義 (月形刑務所)
12月 北原 則夫 (松江刑務所)

雑記帳

本号では、「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」(以下「在り方検討会」)の提言を受けて、そのモデルとなる活動を行っている委員の方々からご寄稿いただきました。各施設の篤面協議会において、今後の活動の在り方を考えるとともに、施設側のニーズを踏まえて具体的な協議を行っていく上で、ご参考にしていただければと思います。ご協力いただいた執筆者の皆様には改めて御礼を申し上げます。

ところで、拘禁刑導入後の刑事施設における篤面活動等については、在り方検討会での議論を踏まえ、管区協議会、施設協議会及び全篤連の三者が当面取り組むべき課題とその具体的な項目について、昨年9月に素案が取りまとめられています。同案については、管区協議会(及び施設協議会)が検討を行っており、その結果が本年1月末までに全篤連に提出されます。

そして、本年3月に開催される全篤連理事会に

おいて具体的な取組項目が決定され、令和8年度から実施に移されることとなります。決定の内容やその後の実施状況については、随時本紙に掲載していく予定ですので、是非関心を持ってご覧ください。

さて、本年度の全篤連の活動を振り返りますと、まず、全国大会でのグループ別意見交換や初任者・リフレッシュ研修会での班別討議において、参加した多くの委員から好反応が得られたことが思い返されます。いずれも実施後の役員会議での評価も良好であり、今後も継続していくことが求められています。

全国大会の意見交換については、各グループに役員を配置して概要を記録し、そのまとめを大会記録誌に掲載しています。また、全篤連ホームページにも同じ内容を掲載しています。活発な意見交換の様子や温かい雰囲気が伝わる内容となっていますので、是非ご覧ください。